

鴨川市教育委員会 5 月定例会議議事録

- 1 日 時 令和 3 年 5 月 1 9 日 (水) 開会 午後 2 時 0 0 分
閉会 午後 3 時 3 0 分
- 2 場 所 天津小湊支所 2 階 会議室
- 3 出席委員 (1) 鈴木希彦 (2) 根本新太郎 (3) 石井千枝
(4) 永島康弘 (5) 吉原里夏
- 4 出席職員 (1) 三浦 徹 (2) 入江裕一 (3) 石川丈夫
(4) 石井利彦 (5) 谷 智恵 (6) 中村明博
(7) 鈴木 香
- 5 傍聴者 なし
- 6 教育委員会 4 月定例会議事録の承認
- 鈴木教育長から、4 月定例会議事録について、訂正等の確認がなされ、質疑なく、全員の了承が得られた。
- 7 教育長・委員報告
- 鈴木教育長から、4 月定例会議以降に教育長が出席した行事等の内容について、別紙報告書をもとに報告がなされた。
- 8 報告事項
- (1) 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について
- 中村指導主事から、令和 3 年 4 月 2 8 日に改訂された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」について、資料をもとに報告がなされた。
- (2) 市内小学校における新型コロナウイルス感染症陽性者の発生について
- 三浦学校教育課長から、市内小学校における新型コロナウイルス感染症陽性者発生に係る対応について、資料をもとに説明がなされた。
 - 根本委員から、陽性者及び濃厚接触者の登校開始時期について、質問がなされた。
 - 三浦学校教育課長から、今後、発熱等の症状がなければ、5 月 2 1 日に全児童の登校が再開される見込みである、との回答がなされた。
 - 石井委員から、濃厚接触者の特定および期間について、質問がなされた。
 - 三浦学校教育課長から、国立感染症研究所から示された要領に基づき、厚生

労働省が示す資料では、「陽性確定に係る検体採取日の2日前から入院、自宅療養や施設等待機開始までの間」が感染可能期間とされており、この間に患者や無症状病原体保有者と接触した者のうち、1メートル以内の距離で必要な予防策なしで、15分以上の接触があった者等が濃厚接触者に該当するとされている、また、濃厚接触者について、検査により陰性だった場合にも14日間は健康観察が必要とされている、との説明がなされた。

- ・ 鈴木教育長から、ゴールデンウィーク期間及びゴールデンウィークあけ2週間の注意点について通知を发出していたこと、学校内での感染ではなかったこと、保健所の指示に俊敏に従って動いたことで、学校と教育委員会の連絡がスピーディーであったこと、授業の補助としてタブレットを有効に活用し、児童の学習保障を行った、との補足説明がなされた。

(3) 令和3年度第2回鴨川市議会臨時会について

- ・ 三浦学校教育課長、石川生涯学習課長から、令和3年度第2回鴨川市議会臨時会について、資料をもとに説明がなされた。
- ・ 根本委員から、校務支援システムの契約は60ヶ月が経過した後は、どうなるのか、との質問がなされた。
- ・ 三浦学校教育課長から、60ヶ月経過後については、改めて業者の選定が行われる、との説明がなされた。
- ・ 根本委員から、今年度は、1月から3月の3ヶ月間の導入であるが、それまでの間はどうするのか、との質問がなされた。
- ・ 三浦学校教育課長から、本格導入は令和4年4月からであり、本年度は従来どおりの形態で校務を行う、業者の選定やシステムの構築等を行い、1月から本格導入に向けた研修等を行う予定である、との説明がなされた。

9 議 事

(1) 令和3年度鴨川市教育支援委員会委員の委嘱について

- ・ 鈴木指導主事から、令和3年度鴨川市教育支援委員会委員の委嘱について、資料をもとに説明がなされた。
- ・ 特に質疑なく、令和3年度鴨川市教育支援委員会委員の委嘱について、挙手全員で、承認された。

(2) 鴨川市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

- ・ 入江学校給食センター長から、鴨川市学校給食センター運営委員会委員委嘱について、資料を基に説明がなされた。
- ・ 特に質疑なく、鴨川市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、挙手全員で、承認された。

(3) 鴨川市視聴覚センター運営委員及び専門委員の委嘱について

- ・ 石川生涯学習課長から、鴨川市視聴覚センター運営委員及び専門委員の委嘱

について、資料をもとに説明がなされた。

- ・ 根本委員から、鴨川市視聴覚センター運営規則第4条の「運営委員会は」の文言は「運営委員会委員は」ではないか、との意見がなされた。
- ・ 石川生涯学習課長から、この条文について確認し、回答する、との説明がなされた。
- ・ 他に質疑なく、鴨川市視聴覚センター運営委員及び専門委員の委嘱について、挙手全員で、承認された。

(4) 鴨川市社会教育委員の委嘱について

- ・ 石川生涯学習課長から、鴨川市社会教育委員の委嘱について、資料をもとに説明がなされた。
- ・ 根本委員から、鴨川市社会教育委員の設置等に関する条例第3条に「委員の定数は、15人以内とする」とあるが、10人とした理由は何か、との質問がなされた。
- ・ 石川生涯学習課長から、今回予定する10名であれば、社会教育について教育委員会に助言が可能と考える、との説明がなされた。
- ・ 他に質疑なく、鴨川市社会教育委員の委嘱について、挙手全員で、承認された。

(5) 鴨川市文化活動事業補助金交付要綱の制定について

- ・ 石川生涯学習課長から、鴨川市文化活動事業補助金交付要綱の制定について、資料をもとに説明がなされた。
- ・ 永島委員から、一昨年度の市民音楽祭が市内ホテルで実施された際の施設使用料について、質問がなされた。
- ・ 石川生涯学習課長から、コンベンションホール等の使用料は、22万円であった、との説明がなされた。
- ・ 永島委員から、上限10万円までの補助とするのではなく、規模によって補助金の額を考えても良いのではないか、との意見がなされた。
- ・ 石井委員から、第3条3項の規定から、市外は公営施設に限定され、ホテルの使用はできないということで良いか、との質問がなされた。
- ・ 石川生涯学習課長から、市内で活動できる場があれば使用できることから、ホテルを考えた、市外は公立の施設が整備されているので活用していただきたい、との回答がなされた。
- ・ 他に質疑なく、鴨川市文化活動事業補助金交付要綱の制定について、挙手全員で、承認された。

(6) 令和3年度学校評議員の委嘱について

- ・ 谷主任管理主事から、令和3年度学校評議員の委嘱について、資料をもとに説明がなされた。
- ・ 根本委員から、学校評議員と学校運営評議員会というシステムがあるのはな

ぜか、また、その違いは何か、との質問がなされた。

- ・ 谷主任管理主事から、学校運営評議員会は鴨川市版の会議で、委員の人数も5名とは限られておらず、委員の委嘱も校長が行うものである、との説明がなされた。
- ・ 三浦学校教育課長から、学校評議員は、学校教育法施行規則に基づいて、設置者が委嘱しているものであり、学校運営評議員会は、次年度に導入予定のコミュニティ・スクール化を見据え、地域と一体化した学校運営を目指し、学校評議員制度から一步踏み混んだ形で、鴨川市が独自に設置したものである、との説明がなされた。
- ・ 根本委員から、学校評議員の委嘱を行っている学校は、コミュニティ・スクール化していくのか、との質問がなされた。
- ・ 三浦学校教育課長から、令和4年4月に、市内の全校をコミュニティ・スクール化する、との説明がなされた。
- ・ 根本委員から、コミュニティ・スクールは、学校毎に置かれるのか、との質問がなされた。
- ・ 三浦学校教育課長から、学校毎に設置するが、密接な連携を図る必要がある場合は、1つのコミュニティ・スクールとすることができるため、施設一体型小中一貫校である長狭学園は1つのコミュニティ・スクールとする、との説明がなされた。
- ・ 根本委員から、コミュニティ・スクールの委員はどのように任命されるのか、との質問がなされた。
- ・ 三浦学校教育課長から、現在、制度設計中であり、地域住民などから教育委員会が任命する、との説明がなされた。
- ・ 鈴木教育長から、学校評議員は学校運営に対し意見を述べる事が出来るが、指導・助言の範囲であり、コミュニティ・スクールになると、指導・助言に併せて承認が必要となる、学校行事や教育目標などについても委員が承認することで、初めてスタートとなるため、地域に根ざした学校づくりが行われることとなる、私立学校の理事のイメージである、との説明がなされた。
- ・ 他に質疑なく、令和3年度学校評議員の委嘱について挙手全員で、承認された。

(7) 令和4年度使用教科用図書安房採択地区協議会規約の承認について

- ・ 谷主任管理主事から、令和4年度使用教科用図書安房採択地区協議会規約について、資料をもとに説明がなされた。
- ・ 特に質疑なく、令和4年度使用教科用図書安房採択地区協議会規約について、挙手全員で、承認された。

(8) 令和4年度使用教科用図書安房採択地区協議会委員の推薦について

- ・ 谷主任管理主事から、令和4年度使用教科用図書安房採択地区協議会委員の推薦について、資料をもとに説明がなされた。

- ・ 根本委員から、別紙様式の氏名の記載場所を統一した方が良い、との意見がなされた。
- ・ 石井委員から、保護者代表については、住所は必要なのか、との質問がなされた。あわせて、役職名等を入れた方が良い、との意見がなされた。
- ・ 三浦学校教育課長から、住所は書類郵送時に使用するためである、との説明がなされた。
- ・ 鈴木教育長から、教育委員会議で意見がなされたことは、事務局に連絡する、との回答がなされた。
- ・ 他に質疑なく、令和4年度使用教科用図書安房採択地区協議会委員の推薦について、挙手全員で、承認された。

(9) 令和4年度使用教科用図書安房採択地区協議会専門調査委員の推薦について

- ・ 谷主任管理主事から、令和4年度使用教科用図書安房採択地区協議会専門調査委員の推薦について、資料をもとに説明がなされた。
- ・ 特に質疑なく、令和4年度使用教科用図書安房採択地区協議会専門調査委員の推薦について、挙手全員で、承認された。

10 その他

11 閉 会

閉会后、6月の教育委員会行事予定について及び令和3年度教育事務所訪問(所長訪問・指導室訪問) 予定について、事務局より説明がなされた。

鈴木教育長は、一切の終了を告げ、閉会を宣言した。

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和3年6月23日

鴨川市教育委員会 教育長 鈴木 希彦

教育長職務代理者 石井 千枝

議事録作成 (学校教育課長 三浦 徹)